

時価情報

時価情報（第154期中（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		平成29年9月期（平成29年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	8,145	8,179	34
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
小計	8,145	8,179	34	
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	2,050	2,042	△7
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
小計	2,050	2,042	△7	
合計	10,195	10,222	27	

2.その他有価証券 (単位：百万円)

		平成29年9月期（平成29年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,453	1,796	1,656
	債券	85,242	82,949	2,292
	国債	44,853	43,024	1,829
	地方債	33,833	33,484	349
	短期社債	－	－	－
	社債	6,555	6,441	114
その他	11,473	10,849	623	
外国債券	1,006	1,000	6	
小計	100,169	95,596	4,573	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,643	2,445	△802
	債券	34,051	34,244	△193
	国債	3,717	3,760	△43
	地方債	26,966	27,107	△140
	短期社債	－	－	－
	社債	3,367	3,376	△9
その他	4,819	4,963	△143	
外国債券	－	－	－	
小計	40,514	41,653	△1,139	
合計	140,683	137,250	3,433	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額はありませぬ。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成29年9月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりませぬ。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成29年9月30日現在)
その他の金銭の信託は保有しておりませぬ。

■その他有価証券評価差額金

平成29年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

		平成29年9月期（平成29年9月30日現在）
評価差額		3,433
	その他有価証券	3,433
	その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債		1,045
その他有価証券評価差額金		2,388

時価情報（第153期中（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		平成28年9月期（平成28年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	8,545	8,633	88
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
小計	8,545	8,633	88	
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	100	99	△0
	その他	－	－	－
	外国債券	－	－	－
小計	100	99	△0	
合計	8,645	8,733	88	

2.その他有価証券 (単位：百万円)

		平成28年9月期（平成28年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,123	1,708	414
	債券	120,921	117,145	3,775
	国債	52,410	49,496	2,913
	地方債	57,090	56,392	697
	短期社債	－	－	－
	社債	11,420	11,256	164
その他	9,556	8,077	1,479	
外国債券	1,040	1,000	40	
小計	132,601	126,932	5,669	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,960	2,689	△728
	債券	6,598	6,613	△15
	国債	－	－	－
	地方債	4,666	4,680	△13
	短期社債	－	－	－
	社債	1,931	1,933	△1
その他	3,379	3,401	△21	
外国債券	－	－	－	
小計	11,938	12,703	△765	
合計	144,539	139,635	4,904	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりませぬ。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額はありませぬ。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(平成28年9月30日現在)
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりませぬ。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成28年9月30日現在)
その他の金銭の信託は保有しておりませぬ。

■その他有価証券評価差額金

平成28年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

		平成28年9月期（平成28年9月30日現在）
評価差額		4,904
	その他有価証券	4,904
	その他の金銭の信託	－
(△) 繰延税金負債		1,493
その他有価証券評価差額金		3,410